復活の異動願(届)



[様式1-2]

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿 下記のとおり願出(届出)いたします。

返還誓約書の機構送付(学校記入項目。送付済の場合は**2**。返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

৬	学 				届	出:	₹ 月	日	2	0	年	月	日						
7	12	1									生	年	月	日			年	月	日
学 卓 . 马						学	籍	番	号										
	子部・字科(課程・研究科)						学			年					年				
奨学生都	昏号※										フ	IJ	ガ	ナ					
1	0				2		0				氏			名					
※併	※併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号を記入。							(自	署)					(省略不可)			

以下,該当する異動種別及び異動事由を2で選択。太枠は必須。

復 活 (奨学生の自署・押印が必要)

記入者			休止(通常	常の休	学)からの)復活】						
奨学生	復活の開始を選択			■ 学籍上の日付 ■ 卒業に合わせる			未	選択で提出	出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。			
坐林	休学日 20	年	月	E	休学決定 20	⋶日※ 年	月	в	※休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は必ず記入。			
于仅	復学日 20	年	月	日	卒業期 20	年	月	(見込)	記入がないと振込超過と判断され、振込再開が遅れることがあります。			

記入者	【休止(留学)からの復活】	
奨学生	復活の開始を選択 復活の開始を選択 学籍上の日付 文業に合わせる	未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。 5
	復活希望年月※ ※海外留学支援制度・1 20 年 月 を希望する場合のみ記	官民協働海外留学支援制度の受給者・学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者が遡及復活 こ入。その他の記入は無効。
	卒業期 20 年 月(見込)	【留学情報】欄 記入上の注意
	国名	※1 通常はいずれか1つに 2 を付ける。 留学中に複数の身分が存在する場合は 2 を付けず, □内に時系
	留学時の身分※1 休学 留学	▲ 在学
	_ 上記で選択した 1.20 年 月 日~ 20	年 月 日 ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で図を付けた期間を記入す
学校	留 <u>身分の期間</u> ※2 (2.20 年 月 日~ 20	
	情 報 (ある場合のみ) ※3 協工 海外留学支援制度 □ 富民協働海外留学支援制度 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	「留字」の牙分に発動する期间を記入し、実际に優加する期间は 記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間 を記入する。「留学時の身分」欄に 2 でなく1又は2の番号を付け た場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。 「記入例」参照
	留学奨学金継続願提出 有	■ ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い 記入不要
	第二種奨学金 (短期留学)申請 有 有	

記入者		休止(長期欠席)からの復	活】			
奨学生							※卒業予定期が長期欠席前と比べて延期している場合は復活不可。
学校	復活年月 20 ^年	月	卒業期 20	月※2 年	月	(見込)	
記入者		期履修学生の貨	で与先送り)からの復	【活】		
奨学生	復活希望年月※ 20 ^年	〔1 月					※1 復活希望年月は奨学生本人が希望する任意の年月。 ※2 「休止・時占から卒業期が延期」ていたいことを確認
学校	卒業期※2						

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

匥

(見込)

月

20

(学校の証明)	20	年	月	日		電話番号 (担当者名) 学校番号	区分
学校名					職印		
関係課長(※)					L		

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお,職印の押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金貸与業務(返還業務を含む)、奨学金給付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の この「小山」」「山田大人のションジュージョン」「山田大人のションギン」 変遷状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構保保証保有する個人情報のうち保証管理 に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(機構使用欄)

目幼坛江左日	第一種:	20	年	月	
取於版込牛月	第二種:	20	年	月	
振込超過	第一種:		か月		
有無	第二種:		か月		
再返司令姻	第一種:				円
安达庆亚镇	第二種:				円
思動が期	第一種:	20	年	月	
天動如効	第二種:	20	年	月	

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	異動種別による(※)	異動種別による(※)

「異動願(届)」の記入・入力上の注意点(学校担当者向け)

「異動願(届)」の記入上の注意点

1. 異動種別ごとの入力・送付の要否,学校による代筆の可否は下表をご確認ください。なお,異動種別ごとの「異動始期」(奨学 金の受領資格を失う年月)については、別紙「異動願(届)の記入例」における各種別の「注意点」をご確認ください。

異動種別	入力要否	送付要否	代筆可否
退学	必要	必要(学校コピー保管)	可
辞退	必要	不要(学校保管)/短縮卒業(修了)は必要	不可/短縮卒業(修了)のみ可
死亡	必要	必要(学校コピー保管)	代筆のみ
休止	必要	不要(学校保管)	可/長期履修学生の貸与先送りのみ不可
復活	不可	必要(学校コピー保管)	不可

2. 「異動願(届)」下部の学校証明年月日,学校名,関係課長名は必ず記入し,証明者の職印を押してください。ただし,職印の 押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

3. 「異動願(届)」右下に学校担当者名,電話番号,学校番号(学校校舎区分)を記入してください。

4. 振込超過の有無を確認してください。振込超過がある場合は. スカラACから異動の入力を行うことができません。「【貸与奨学 金】2019年度 奨学事務の手引」第5-1-5頁を参照し,返戻の手続きを指導してください。

「異動願(届)」の入力上の注意点

1. 異動(復活以外)の入力前には、必ずスカラACから「振込保留」の入力を行い、「異動願(届)」左下の「スカラAC『振込 保留』入力日」欄を記入してください。入力からおおむね15分経過後,必ず「異動願(届)処理結果確認」画面で処理結果を確認し てください。

2. 「異動願(届)」の記載内容を確認し、「スカラAC『異動』入力日」欄を除く学校記入欄を記入後、スカラACから異動の入力を行ってください。入力が可能な日については、学校担当者向け奨学金事務担当者ページの「スケジュール」に掲載していま す。なお、スカラACからの異動入力には以下の規則がありますので、必ずご確認ください。

(1) 振込保留の入力規則

振込保留は、入力を行う月の翌月以降の振込みを止めるものです。

例:2019年8月の「学校入力限度日」までに振込保留の入力を行うと、2019年9月以降の振込みが止まる。 2019年10月以降の振込みを止めたい場合は、2019年9月になってから、2019年9月の「学校入力限度日」までに 振込保留の入力を行う必要がある。

「学校入力限度日」経過後に振込みを止める必要が生じた場合は、振込保留では対応できないため、「【貸与奨学金】201 9年度 奨学事務の手引」第4-7頁に従い、「**組戻し**」の手続きを行う必要があります。

(2) 異動入力前の学種状態が「奨学金振込中」又は「保留中」の際の入力規則

異動始期として設定できるのは、<u>最後に振込みのあった月の翌月のみです。</u> 最後に振込みのあった月は、スカラAC「奨学生一覧」の「前回振込年月」から確認できます。ただし、「組戻し」を行った 場合の「前回振込年月」は、実際に最後に振込みのあった月と一致しません(「【貸与奨学金】2019年度 奨学事務の手 引」第4-7頁参照)。

例:最後に振込みのあった月が2019年9月の場合、設定できる異動始期は2019年10月のみ。

- ・2019年9月30日付退学,2019年10月1日付休学の場合は、異動始期が2019年10月であるため、
 問題なく「退学」「休止」の入力を行うことが可能。
- ・2019年8月31日付退学,2019年9月1日付休学の場合は,異動始期が2019年9月であるため,

そのとおりに入力すると、「異動願(届)処理結果確認」画面に「振込超過となる異動始期です」というエラーが 表示される。

2019年9月の振込超過金を返戻させ、「振込金受取書」のコピーと「異動願(届)」を異動・補導係まで送付。 \Rightarrow スカラACからの入力は不要(「【貸与奨学金】2019年度 奨学事務の手引」第5-1-6頁)。

(3) 異動入力前の学種状態が「休・停止中」の際の入力規則

選択できる異動種別は「退学」「辞退」「死亡」「廃止」の4種類です。「休・停止中」の状態で「振込保留」,「休止」又は「停止」の入力を行うことはできません(すでに振込みが止まっているため)。 異動始期として設定できるのは、「休止」又は「停止」の異動始期以降の年月です。

例:2018年4月から「休止」中の場合

・2018年4月以降の年月を「退学」「辞退」「死亡」「廃止」の異動始期として設定することが可能。 ・入力を行う月の翌々月以降の異動始期での入力はできない。したがって、入力する月が2019年8月の場合に 設定できる異動始期は、2018年4月から2019年9月まで。

「退学」の異動始期は、「休・停止中」の場合であっても退学日/除籍日の翌月(月の初日はその月)となります。 「休・停止中」の「辞退」の異動始期は、スカラACから「辞退」の入力を行う月の翌月となります。 「休止」又は「停止」の異動始期に遡って入力すると、返還開始も遡り、初回返還時から延滞金が発生する可能性がありますので、 十分にご注意ください。 また、「休止」又は「停止」時の振込超過がある状態で「退学」「辞退」「死亡」「廃止」の入力を行うことはできません。このような場合は奨学生に振込超過金を返戻させ、「振込金受取書」のコピーと振込超過発生時の「異動願(届)」等を異動・補導係まで送付してください。

3. スカラACからの異動入力後、「異動願(届)」左下の「スカラAC『異動』入力日」欄を記入してください。また、入力から おおむね15分経過後に、必ず「異動願(届)処理結果確認」画面で処理結果を確認してください。エラーが出ている場合は前記 2. の入力規則を確認のうえ,再度入力を行うか,入力が不可能な場合は「異動願(届)」を異動・補導係まで送付してくださ 61

「異動願(届)」の記入例「復活」

【休止(通常の休学)からの復活】

記入者	✓【休止(通常の)	ҟ学)からの復活】					
奨学生	復活の開始を選択	学籍上の日付 卒業に合わせる	未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。				
学生本	休学日 20 19 年 10 月 1 日	休学決定日※ 20 _年	※休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は必ず 月 日入。	*記			
子权	復学日 20 20 年 4 月 1 в	卒業期 20 23 年 3	記入がないと振込超過と判断され,振込再開が遅れることがる 月 (見込)ます。	あり			

●休止(通常の休学)からの復活の注意点

・<u>奨学生本人の自署・押印が必要。</u>

・奨学生本人は「復活の開始」を選択可能。未選択でもよいが、その場合は自動的に「卒業に合わせる」となり、場合によっては振込再開が遅れることがある。

(例) 2018年10月1日から2019年3月31日まで休学し、2019年4月1日付で復学した。この休学により、卒業期が2021 年3月から2022年3月に延期した。「復活の開始」は「卒業に合わせる」。

⇒ ○2019年10月から振込再開 貸与終期2022年3月

⇒ ×2019年4月から振込再開 貸与終期2021年9月 (総貸与月数は変わらない。)

「復活」できる時期から3か月経過後に願出があった場合は、届出年月日の属する月から振込再開。

・休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は、必ず「休学決定日」欄も記入。記入がないと振込超過と判断され、振込再開が遅れることがある。

【休止(留学)からの復活】

記入者	✓【休止(留学))からの復活】
奨学生	復活の開始を選択	学籍上の日付未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。✓ 卒業に合わせる
A	復活希望年月※	※海外留学支援制度・官民協働海外留学支援制度の受給者・学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者が 遡及復活を希望する場合のみ記入。その他の記入は無効。
学校	卒業期 20 23 年 国 名 アメリカ 留学時の身分※1 「 (水学 日 1.20 19年 (2.20 4 国費情報 (2.20 国費情報 (55場合のみ) ※3 受給期間: 留学奨学金継続願提出 第二種奨学金(短期留学)申請	3 月(見込) 【留学情報】欄 記入上の注意 カ今衆周 二 留学 二 在学 本 二 留学 二 在学 年 10月1日~2020年9月3日 日 年 月日~20年月日) 日 中学支援制度 二 日 法協働海外留学支援制度 「お子」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する日 法協働海外留学支援制度 「日 二 1 「10月~2020年9月 1 「10月~2020年9月 1 「10月~2020年9月 1 「10月~2020年 1 「10月~2020年 1 「10月~2020年 1 「10月~2020年 1 「10月~2020年 1 「10月~2020年 1 「

●休止(留学)からの復活の注意点(【留学情報】欄の注意点は「休止(留学)」と共通)

・奨学生本人の自署・押印が必要。

・奨学生本人は「復活の開始」を選択可能。未選択でもよいが、その場合は自動的に「卒業に合わせる」となり、場合によっては振込再開が遅れることがある(詳細は前記「●休止(通常の休学)からの復活」参照)。

・「復活」可能な時期は「留学終期の翌日の属する月」。ただし、海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度 の受給者、あるいは学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者は、それ以外の「復活」も可能。詳細は「【貸与奨学 金】2019年度 奨学事務の手引」第5-2-4頁参照。

・「復活」可能な時期から3か月経過後に願出があった場合は、届出年月日の属する月から振込再開。

【休止(長期欠席)からの復活】

記入者	✔【休止(長期欠席)からの復活】						
奨学生							
学校	復活年月	卒業期					
1.0	20 20 年 1 月	20 21	年	3	月	(見込)	
●休止	(長期欠席)からの復活の注	主意点					

・奨学生本人の自署・押印が必要。

・復活年月は学校が把握する通学再開の時期。奨学生本人の選択ではない。

例えば、1月から通学を再開した奨学生が長期欠席中の11月からの振込再開を希望しても認められない。

・卒業期が長期欠席前と比べて延期している場合は「復活」不可。成績を理由とした「廃止」又は「停止」の認定報 告が必要。

【 休止(長期履修奨学生の貸与先送り)からの復活 】

記入者	✓【休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活】					
海正子	復活希望年月					
哭子王	20 21 年 4 月					
兴达	卒業期					
子仪	20 23 年 3 月 (見込)					

- ●休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活の注意点
 ・奨学生本人の自署・押印が必要。
 - ・復活希望年月は奨学生本人が希望する任意の年月。
 - ・「休止」時点から卒業期が延びていないことを確認。